

保護者の皆様へ

遠州鉄道株式会社

引受保険会社 AIG損害保険株式会社

掛川東高等学校

高校生総合保障制度 のおすすめ

(こども総合保険、自転車総合保険)

大切なお子様のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。

今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する病気やケガに対する危険も
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

24時間補償

自転車によるケガ補償

病気も補償

高校生総合保障制度の特長

- 補償期間中、**1日24時間**（学校の休みの日も）補償します。
ただし、一部の補償は24時間補償ではありません。
- 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり所定の重度後遺障害が生じた場合、**育英費用**を補償します。
- お子様があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任**を補償します。
- お子様が**ケガ**をした場合に補償します。
- ニーズに応じたプラン**をご用意しています。
- 24時間・年中無休の「健康・医療相談サービス」**が受けられます。
- お子様が**病気**を発病した場合に**補償**します。
- 細菌性食中毒**または**ウイルス性食中毒**を補償します。



ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」・「意向確認」）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。

なお、この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、本書裏面の取扱代理店までお問い合わせください。

受付日

2018年3月21日(水)

2018年3月31日(土)

学用品等購入の受付時間

受付場所

掛川市生涯学習センター

保護者のご希望をカタチにした 『高校生総合保障制度』です。

(子ども総合保険・自転車総合保険)
(補償内容の詳細は、本書「補償概要」のページをご覧ください。)

■基本補償

●個人賠償責任補償

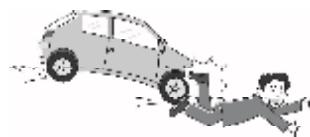
お子様やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。



●育英費用補償

扶養の方方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または所定の重度後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により、お子様がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外米の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●細菌性食中毒補償

お子様が摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償

インターンシップ・介護体験活動・教育実習・保育実習・団体管理下でのボランティア活動中に、お子様が使用・管理する目的で借りたり預かったりした物を、あやまって壊したり紛失したり盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●学校管理下動産補償

学校の授業・登下校中などに、お子様が携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。※自転車など一部補償対象外の物があります。

●熱中症補償

お子様が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●傷害医療費用補償

お子様がケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入退院時の交通費などを補償します。

■病気の補償 (Sプランの場合)

補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

●疾病入院医療保険金

お子様が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じて保険金をお支払いします。

1泊2日の入院から
補償します

●疾病入院療養一時金

お子様が補償期間中に発病した病気の治療で、60日以上の継続入院が必要であると医師に診断された場合に、一時金をお支払いします。

60日以上の入院診断に
対して支払われます

■自転車事故による傷害(ケガ)補償

お子様が自転車に乗っている間にケガをした場合、または乗っていないときに走っている自転車と接触しケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。



総合保障制度の特長のご案内

治療実費を補償！

傷害医療費用補償

(こども総合保険：傷害医療費用補償特約)

突然のケガによる出費も安心！

ケガの治療費用を補償する傷害医療費用補償をお勧めします！

傷害医療費用補償とは、お子さま（被保険者）がケガをした際に負担した治療費用などを実費でお支払いする補償です。（注：ご契約の保険金額が限度となります。）

入院、通院1日当たりの『定額払い』補償^{*}とは別に、実際にお子さまのケガの治療にかかった費用を保険金額を限度にお支払いします。

※入院保険金、通院保険金等の内容は、プランによって異なります。詳しくはパンフレットにてご確認ください。

事 故 例：学校の階段で、誤って足を滑らせ転落、頭部を強打し、入院5日、通院1日で完治した。
(入院中は、医師の指示により個室に入院)

加入プラン：	例1 入院保険金（日額） 2,500円	例2 入院保険金（日額） 2,500円
	通院保険金（日額） 1,000円	通院保険金（日額） 1,000円
	傷害医療費用補償 50万円	傷害医療費用補償 なし

例1 傷害医療費用補償がある場合のお支払い例	例2 傷害医療費用補償がない場合のお支払い例
<ul style="list-style-type: none"> ●入院保険金（日額） 2,500円×5日 = 12,500円 ●通院保険金（日額） 1,000円×1日 = 1,000円 <p>に加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●治療実費 差額ベッド代 5,400円×5日 = 27,000円 食事療養費 (1日あたり) 1,080円×4日 = 4,320円 健康保険の3割自己負担分 45,140円 <p>合計:89,960円 (2017年7月現在)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●入院保険金（日額） 2,500円×5日 = 12,500円 ●通院保険金（日額） 1,000円×1日 = 1,000円 <p>●治療実費のお支払いはありません。</p> <p>合計:13,500円</p>



上記の例のように、実際に治療にかかった費用（健康保険の3割自己負担※1や、医師の指示による差額ベッド代、および入院／転院／退院時の交通費など）をお支払いします。

※1. 健康保険の高額療養費、付加給付を差し引いた額をお支払いします。

傷害医療費用補償をセットしたプランのご加入をお勧めします。

- このチラシは同封のパンフレットの内容を補足するために、プラン内の補償項目につき概要をご説明したものです。詳細については、パンフレット記載の取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。
- ご契約に際しては、事前に重要事項説明書を必ずご確認ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。
- 本補償のみを単独でご加入いただくことはできません。

引受保険会社：

AIG損害保険株式会社

高校生総合保障制度 こども総合保険、自転車総合保険補償概要

この補償概要是、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

こども総合保険

個人賠償責任
(国内外補償)
*個人賠償責任
補償条項の一部変更
*受託品
賠償責任補償

■保険金をお支払いする場合■
被保険者（☆）が、本人（加入者証記載の被保険者をいいます。）の居住のための住宅および同一敷地内の動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。受託品（被保険者（☆）が他人から借りたり預かっていたりしている財物をいいます。）についても、被保険者の住宅に保管されている間、または日常生活上の必要に応じて一時的にその住宅外で被保険者により管理されている間の事故により生じた損壊等に限ります。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とし、情報機器等に記録された情報の減少等にかかる損害については、個人賠償責任保険金額または50万円のいずれか低い金額を限度とします。※学校の管理下における活動中、クラブ活動などのスポーツ中に、学校・クラブ・スポーツなどにおいて定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、通常、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。※次のものは受託品の対象となりません。通貨、商品券等の金券、貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車、本人が危険な運動を行っている間のその運動のための用具、動物、建物、設計書、美術品…等※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。※受託品にかかる損害賠償責任を除き、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（「賠償事故の解決に関する特約」セット）☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。
①本人 ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の夫の未遂の子 ⑥②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。

育英費用補償
(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■
扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、ご加入の育英費用保険金額の全額を被保険者にお支払いします。※同一の補償を提供する他の保険契約等がある場合、そのうち最も高額となる支払責任額を超えて、保険金を受け取られることはできません。※「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。
・育英費用保険金をお支払いしたとき。・被保険者が独立して生計を営むようになったとき。・被保険者が扶養されなくなったとき。

傷害補償
(国内外補償)
・細菌性食中毒
補償セット

■保険金をお支払いする場合■
●死亡保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。
●後遺障害保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
●入院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日ににつきご加入の入院保険金額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。
●手術保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術（補償の対象にならない手術もあります。）を受けた場合、ご加入の入院保険金額に所定の倍率（入院中に受けた手術：10倍・入院を伴わない手術：5倍）を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払います。
●通院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術（補償の対象にならない手術もあります。）を受けた場合、ご加入の入院保険金額に所定の倍率（入院中に受けた手術：10倍・入院を伴わない手術：5倍）を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払います。

研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償
(国内外のみ補償)

■保険金をお支払いする場合■
被保険者が自ら就業地において携行している被保険者所有の身の回り品、学校の管理下（学校の授業場所）在校中、教育活動行事への参加中、登下校中）での盗難（置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。）・破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被害物の時価額を基準に算定した損害額（修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額）から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて（長期契約の場合は各契約年度ごとに）ご加入の学校管理下動産保険金額を限度とします。※1個・1組または1対についてご加入の保険金額または10万円のいずれか低い金額を限度とし、乗車券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。
※次のものは保険の対象となりません。自転車、定期券、電子マネー、商品券等の金券、貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、危険な運動中のその用具、動物、建物、設計書、美術品、コンピュータ用ソフトウェアおよびデータ、ウインドサーフィン、サーフボード…等※研修・奉仕活動とは、日本国内において行う

学校管理下動産補償
(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■
被保険者が自ら就業地において携行している被保険者所有の身の回り品、学校の管理下（学校の授業場所）在校中、教育活動行事への参加中、登下校中）での盗難（置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。）・破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被害物の時価額を基準に算定した損害額（修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額）から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて（長期契約の場合は各契約年度ごとに）ご加入の学校管理下動産保険金額を限度とします。※1個・1組または1対についてご加入の保険金額または10万円のいずれか低い金額を限度とし、乗車券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。
※次のものは保険の対象となりません。自転車、定期券、電子マネー、商品券等の金券、回数券、クレジットカード、旅券、免許証、設計書、自動車、バイク、原動機付自転車、危険な運動中のその用具、義歎、義歎・動植

熱中症危険補償
(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■
被保険者が急激かつ外因による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合に保険金をお支払いします。お支払いの対象となる保険金についてはプラン表をご確認ください。

傷害医療費用補償
(国内外補償)
・細菌性食中毒
補償セット

■保険金をお支払いする場合■
被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）をされ医師の治療を受けた場合に、事故の日からその日を含めて365日以内に実際に負担された次の費用をお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の傷害医療費用保険金額を限度とし、公的医療保険制度や労働者災害補償制度から給付を受けられる金額や、第三者から損害賠償を受けた金額などを差し引いた額をお支払いします。①治療のために病院・診療所に支払った費用（公的医療保険

疾病入院医療保険金
(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合■
被保険者が保険期間の開始（☆）後に発病した病気（先天性異常にについては、保険期間の開始（☆）後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。）の治療のため、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、入院1日につきご加入の疾病入院医療保険金額をお支払いします。ただし、1回の入院（注）に対しては60日を限度とします。
※保険期間の開始（☆）前に発病していた病気であつても、保険期間の開始（☆）から1年経過後に開始した入院については、保険期間の開始（☆）後に発病した病気による入院とみなします。☆「保険期間の開始」は、疾病入院医療保険金を補償する総括契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。（注）同一の疾患の治療を目的として退院日からその日を含めて180日以内に開始した入院については、1回の入院とみなします。

保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（「賠償事故の解決に関する特約」セット）☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。
①本人 ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の夫の未遂の子 ⑥②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の事由によって生じた損害（①保険契約者または被保険者の故意 ②職務（アルバイトおよびインターナーシップを除きます。）の遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任） ③職務（アルバイトおよびインターナーシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤自動車・バイク・原動機付自転車・船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など）
＜受託品にかかわる保険金をお支払いできない主な場合＞ ①被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ②受託品に生じた自然発火または自然爆発 ③偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故 ④自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑤屋根、扉、窓等から漏る雨、雪またはひょうによる損壊…など
⑥受託品が持ち主等に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する賠償責任…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②～⑩と同じ（ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。）※地震・噴火・津波危険補償がセッティングされている場合は⑦を除きます。③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となつたときに、被保険者を扶養していない場合…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①～⑩⑪⑫⑬の事由によって生じたケガまたは⑪の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②～⑩と同じ（ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。）※地震・噴火・津波・震災…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①～⑩⑪⑫⑬の事由によって生じたケガまたは⑪の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ③被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ④被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ⑤被保険者の脳疾患、疾患、心神喪失 ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、腎不全…など ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など ⑧戦争、暴動等 ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑩放射線照射、放射能汚染 ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故 ⑬被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中（練習中を含みます。）に生じた事故 ※地震・噴火・津波危険補償がセッティングされている場合は⑦を除きます。…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①～⑩⑪⑫⑬の事由によって生じたケガまたは⑪の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ③被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ④被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、腎不全…など ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療を除きます。） ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など ⑧戦争、暴動等 ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑩放射線照射、放射能汚染 ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故 ⑬被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中（練習中を含みます。）に生じた事故 ※地震・噴火・津波危険補償がセッティングされている場合は⑦を除きます。…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①～⑩⑪⑫⑬の事由によって生じた損害（①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など）
④受託品に生じた自然発火または自然爆発 ⑤偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故 ⑥自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑦屋根、扉、窓等から漏る雨、雪またはひょうによる損壊…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①～⑩⑪⑫⑬の事由によって生じた損害（①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など）
④受託品に生じた自然発火または自然爆発 ⑤偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故 ⑥自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑦屋根、扉、窓等から漏る雨、雪またはひょうによる損壊…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
次の①～⑩⑪⑫⑬の事由によって生じた損害（①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など）
④受託品に生じた自然発火または自然爆発 ⑤偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故 ⑥自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑦屋根、扉、窓等から漏る雨、雪またはひょうによる損壊…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑩と同じ…など

制度における一部負担金、医師の指示に基づく差額ベッド代等） ②入院、転院、退院のための被保険者の移送費・交通費 ③医師の指示により行った治療に関する費用、医師の指示により購入した薬剤・治療材料・医療器具の費用等

■保険金をお支払いできない主な場合■
「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑩と同じ ※地震・噴火・津波危険補償がセッティングされている場合は⑦を除きます。…など

■保険金をお支払いできない主な場合■
①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シナ等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気 ⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧腰痛その他の病状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産（健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。）…など

高校生総合保障制度 こども総合保険、自転車総合保険補償概要

この補償概要是、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

こども総合保険

疾病入院療養 ■保険金をお支払いする場合■

被保険者が保険期間の開始（☆）後に発病した病気（先天性異常にについては、保険期間の開始（☆）後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。）の治療のために、継続して60日以上の入院が必要であると保険期間中に医師に診断された場合、ご加入の疾病入院療養一時金額をお支払いします。ただし同一の病気に対しては保険期間（★）を通じて1回に限ります。※保険期間の開始（☆）前に発病していた病気であっても、保険期間の開始（☆）から1年経過後に診断された病気については、保険期間の開始（☆）後に発病したものとみなします。☆「保険期間の開始」は、疾病入院療養一時金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。★この保険契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

■保険金をお支払いできない主な場合■

①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気 ④被保険者のアルコールによる病気 ⑤核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気 ⑥放射線照射または放射能汚染による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産（健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。）など

自転車総合保険

傷害補償

（国内のみ補償）

・被保険者1名

限定特約セット

■保険金をお支払いする場合■

●死亡保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。

●後遺障害保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

●入院保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

●通院保険金…日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然

な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、医師による治療のため通院（往診を含みます。）された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。（ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。）

■保険金をお支払いできない主な場合■

次の①～④⑥⑦の事由によって生じたケガまたは⑤の場合 ①被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④戦争、暴動等 ⑤被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑥被保険者が道路以外の場所での自転車による競技・興行中（練習中を含みます。）に生じた事故 ⑦核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故…など

・次の補償・特約などをご契約される場合で、既にご加入の別の契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約前に、補償内容を十分にご検討ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償等】

・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

・このパンフレットは総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店 遠州鉄道 株式会社

TEL : 0120-414-992 FAX : 053-450-0857

〒430-0927 静岡県 浜松市 中区 旭町 12-1
遠鉄百貨店新館事務所フロア 10階

■引受保険会社

AIU損害保険株式会社

（2018年1月1日以降）

AIG損害保険株式会社

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

（受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く）

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

用語のご説明

補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

	用語	説明
あ	医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外來の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外來」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能的重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	支払対象期間	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用支払対象期間終了日までの期間をいいます。
	支払年度	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までをいい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から順次1年間ずつをいいます。
	重度後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの（同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの）をいいます。 重度後遺障害の例：両眼が失明したとき、そしゃくおよび言語の機能を廃したとき…など
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象なりません。
た	同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。（後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。） ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になつた場合 ・入院をしなかつた場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になつた場合
	特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。2017年4月1日現在、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、結核、鳥インフルエンザ（H5N1）、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、腸チフス、バラチフスなどが該当します。
は	配偶者	法律上の配偶者または内縁の方をいいます。
	発病	医師の診断による発病の時をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	扶養者	お子さま（被保険者）の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
保険年度（契約年度）	①保険期間に1年末満の端日数がない場合	初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。
	②保険期間に1年末満の端日数がある場合	初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

保険金お支払例

【補償内容:Sプランの場合】

個人賠償責任

保険金合計

15,745,000円



帰宅途中、雨が降ってきたので
急いだところ、出会い頭に自転
車同士で衝突。相手が転倒し頭
蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任
15,745,000円

育英費用

保険金合計

500,000円

●育英費用

500,000円



扶養者が交通事故で死亡した。

病気

保険金合計

220,000円

虫垂炎が悪化し、腹膜炎を併発し60日以上入院、手術を受けた。

- 疾病入院医療保険金 120,000円
(2,000円×60日限度)
- 疾病入院療養一時金 100,000円



傷害(ケガ)

保険金合計

25,000円

クラブ活動中、足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

- 入院保険金 20,000円
(2,000円×10日)
- 通院保険金 5,000円
(500円×10日)
- 傷害医療費用を実費でお支払いします。



ハロー健康相談24

加入者サービスのご案内

医師や経験豊かな看護師、臨床心理士などが、健康・医療・ストレスに関して電話でアドバイスします。
医療機関に関する情報も提供します。

たとえばこんな時、お気軽にご相談ください。

- ▶熱が38.5度もあります。深夜でも診てもらえる病院が近くにありますか?
- ▶昼間、公園で足首をひねってしまった。夜になって腫れがひどくなってきたのですが…
- ▶少傷をしてしまった。応急手当はどうしたらいいのですか?

相談例

受付時間 24時間年中無休

夜間・休日の
医療機関案内

真夜中の急病

ケガの応急手当

人に話しにくい病気

薬の不安・疑問

食欲不振

セカンドオピニオンアレンジサービス

ご加入のお子さまのみ対象

各専門分野の総合相談医*がお子さまの病状・症状のご相談をお受けします。

受付時間 月～土曜日9:00～18:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)

たとえばこんな時に

相談例

- ▶病状・症状にあった専門医に相談したい。
- ▶手術することになったが、他に選択肢はないの?
- ▶高度な治療が必要らしい。どうしたらいいの?

(*ティーベック株式会社の用語定義によります。)

※日常的に見られる病気および軽度の外傷で専門性を必要としないものはお受けできません。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。

セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択するため総合相談医*から現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法などについての意見を提供します。

優秀専門臨床医*の紹介

セカンドオピニオンの結果、より高度な専門性が必要と総合相談医*が判断した場合には優秀専門臨床医*を紹介します。

メンタルケアカウンセリングサービス

ご加入のお子さまと保護者(*)対象

心の専門家による面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

受付時間 月～金曜日9:00～17:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)

(*)保護者の方の面談カウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

たとえばこんな時に

相談例

- ▶理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
- ▶ゆううつで気分がすぐれない。
- ▶夜眠れない。夜中や早朝に眼が覚めてしまう。

専門家による面談

完全予約制で、メンタルヘルスケアの専門家による面談カウンセリングを実施します。

医療機関のご案内

カウンセリング後、必要に応じて医療機関をご案内します。

*受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。
※ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスともにご利用にあたって諸条件があります。ご利用の際にはお電話でご確認ください。

※当サービスは、補償期間(保険期間)中、引受保険会社(幹事)がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

補償期間
(保険期間)

2018年4月1日午前0時 から 2021年4月1日午後4時 まで

※自転車総合保険で保険金をお支払いする場合、こども総合保険と自転車総合保険のそれぞれから保険金をお支払いします。

病気補償付
おすすめ

くども総合保険>

プラン表(補償項目/保険金額)		S プラン	A プラン	B プラン	C プラン
制度掛金(保険料) (一時払)		30,000円	15,000円	10,000円	5,000円
基本 傷害 (ケガ) 補償	個人賠償責任 (事故あたり支払限度額)	1 億円	1 億円	1 億円	1 億円
	育英費用 ★ (一時金)	50 万円	補償されません	補償されません	補償されません
	死亡保険金 ■■ 後遺障害保険金 ■■ (障害の程度によって)	138.8 万円 138.8 ~約 5.5万円	89.2 万円 89.2 ~約 3.5万円	43.5 万円 43.5 ~約 1.7万円	49.8 万円 49.8 ~約 1.9万円
	入院保険金 ■■ 日額(180日限度)	2,000円	1,000円	500 円	補償されません
	手術保険金 ■■ (事故あたり日)手術の際の 入院の場合は、入院保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	入院中 10倍 入院中以外 5倍	補償されません
	通院保険金 ■■ 日額(90日限度)	500 円	補償されません	補償されません	補償されません
特約	細菌性食中毒補償 (補償範囲を拡大する特約)	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります	●の補償項目が 補償対象となります
	研修奉仕活動中受託物賠償 (事故あたり支払限度額) (自己負担額 5,000円)	30 万円	30 万円	補償されません	補償されません
	地震・噴火・津波補償 (補償範囲を拡大する特約)	★の補償項目が 補償対象となります	★の補償項目が 補償対象となります	補償されません	補償されません
	学校管理下勤産 (契約年度あたり支払限度額) (自己負担額 3,000円)	10 万円	5 万円	補償されません	補償されません
	熱中症補償 (補償範囲を拡大する特約)	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります	■の補償項目が 補償対象となります
	傷害医療費用★ (事故あたり支払限度額)	50 万円	50 万円	50 万円	補償されません
病気	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上の入院) (60日限度)	2,000円	補償されません	補償されません	補償されません
	疾病入院療養一時金 60日以上の入院が必要と診断された場合	10 万円	補償されません	補償されません	補償されません

+ <自転車総合保険>

基本 傷害 (ケガ) 補償	死亡保険金	225 万円	135.8 万円	135.8 万円	135.8 万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって)	225 ~約 9 万円	135.8 ~約 5.4万円	135.8 ~約 5.4万円	135.8 ~約 5.4万円
	入院保険金 日額(180日限度)	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
	通院保険金 日額(90日限度)	2,000円	1,000円	1,000円	1,000円

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

●ご加入手続き

ご加入は下の加入依頼書にご記入・ご署名のうえ、掛金(保険料)を添えて専用封筒にてお申し込みください。



加入者証

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

※お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、お申込みの控として重要事項説明書とともに必ずお手元に保管してください。

(発送予定：本書表面の受付日より1か月半～2か月後)

記入例と記入上の注意

消せないペンでご記入ください。

ご加入プランに○印をおつけください。

高校生総合保障制度加入依頼書（こども総合保険、自転車総合保険）

学校名 掛川東高等学校

御中

加入
依頼日 20○○年○○月○○日

補償期間（保険期間）

2018年4月1日前0時から
2021年4月1日午後4時まで

重要事項説明書（個人情報の取扱いを含む）を受領・承諾したうえで加入を依頼します。

加入依頼者のお名前（ご署名）・性別・生年月日・電話番号・住所をご記入ください。

氏名 フリガナ タナカ タロウ

漢字 田中 太郎

性別 男

女

生年月日 昭和 100-0000

年

月

日

性別 男

女

1

2

お子様のお名前・性別・生年月日をご記入ください。

被保険者（お子様） 氏名 フリガナ タナカ カオル

漢字 田中 薫

性別 男

女

1

2

扶養者と加入依頼者が異なる場合のみご記入ください。

扶養者（お子様） 氏名 フリガナ タナカ カオル

漢字 田中 薫

性別 男

女

1

2

扶養者と被保険者（お子様）との続柄をご記入ください。

扶養者 氏名 フリガナ タナカ カオル

漢字 田中 薫

性別 男

女

1

2

ご加入プラン いずれかに○印

（プランの内容についてはパンフレットでご確認ください。）

プラン	掛金（保険料）
S	30,000円
A	15,000円
B	10,000円
C	5,000円

・死亡保険金受取人は、法定相続人となります。
・学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。
・共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

引受け保険会社 (2018年1月1日以後) 原票コード
AUJ損害保険株式会社 AIC損害保険株式会社 421

●個人情報の取扱いについて 契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受け保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校・園などに提供する場合があります。引受け保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

●次の場合、ただちに取扱代理店または引受け保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間（保険期間）中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合（住所変更・転校・転園など）は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせがお届けできなくなることがあります。
3. 転校・転園などにより団体の構成員（会員）でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため必ずご連絡ください。

インターネットによる事故受付も行っております。詳しくは引受け保険会社（幹事）ホームページをご覧ください。

お申込みは以下の用紙で!!

もれなく記入してください。

キリトリ

高校生総合保障制度加入依頼書（こども総合保険、自転車総合保険）

補償期間（保険期間）

2018年4月1日前0時から
2021年4月1日午後4時まで

学校名（契約者） 掛川東高等学校

御中 加入
依頼日 20○○年○○月○○日

重要事項説明書（個人情報の取扱いを含む）を受領・承諾したうえで加入を依頼します。

※加入依頼者欄氏名はフルネームでご署名ください。

加入依頼者（保護者） 氏名	フリガナ（カタカナ）										
	漢字（白署）										
性別	男	1	女	2	生年月日	昭和	平成	年	月	日	
	性別	男	1	女	2	性別	男	1	女	2	
住所	〒	—			TEL						
	漢字 (都道府県名) (不 要)										
被保険者（お子様） 氏名	フリガナ（カタカナ）										
	漢字										
扶養者 氏名	生年月日	平成	年	月	日	学年 ・組	年	月	日	組	
	扶養者と被保険者との続柄 (その他の場合はカタカナ記入) 必ずご記入ください。				扶養者と被保険者との続柄 (その他の場合はカタカナ記入) 必ずご記入ください。				扶養者と被保険者との続柄 (その他の場合はカタカナ記入) 必ずご記入ください。	その他 父 母	
扶養者 氏名	フリガナ（カタカナ）										
扶養者 氏名	漢字 (加入依頼者と同一) (の場合は記入不要)										

ご加入プラン いずれかに○印

（プランの内容についてはパンフレットでご確認ください。）

プラン	掛金（保険料）
S	30,000円
A	15,000円
B	10,000円
C	5,000円

・死亡保険金受取人は、法定相続人となります。
・学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。
・共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

引受け保険会社 (2018年1月1日以後) 原票コード
AUJ損害保険株式会社 AIC損害保険株式会社 421